

2015年度第3回保安検査において
保安規定違反区分「監視」と判断された項目の概要
(福島第二原子力発電所)

1. 福島第二原子力発電所における特別な保全計画に係る点検の不備について

概要

福島第二原子力発電所4号機タービン建屋給気ファン(C)について、特別な保全計画*に基づき、振動診断(周期3ヶ月)の期限を2015年11月20日としていたが、期限内に振動診断が実施されていない事実が同年12月3日に確認された。

保安規定の該当条項等

第107条(保守管理計画)

- 7. 保全計画の策定
- 7.3 特別な保全計画の策定
- 8. 保全の実施

対応状況

本件は、当該機器の振動診断を委託先へ依頼する際に、依頼するリストから当該機器が漏れていたことにより、期限内に振動診断が実施されていなかったことが問題であり、今後、委託診断対象機器の漏れがないことをダブルチェックする等、再発防止対策の水平展開を図っていく。

以上

* 特別な保全計画

自然災害や事故等の発生によりプラントを長期に停止する場合や、プラントがその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合に当該プラントの状態に応じ、特別な措置(保守管理の方針策定、目標策定、実施計画策定及び実施、定期的な評価・反映)を講じることが法令で要求されており、これに基づき策定した計画が「特別な保全計画」である。福島第二原子力発電所1～4号機においては、2011年東北地方太平洋沖地震発生以降プラントが停止状態にあることから、原子炉の冷温停止を安定的に維持するために必要となる系統・機器について、「特別な保全計画(長期保管計画)」を定めた。